

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会  
物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、本会の所有する物品の貸し出しを通じ、ボランティア及び地域福祉活動を行う南魚沼市内の団体・個人を支援することについて、必要な事項を定める。

(貸し出し物品の種類)

第2条 本要綱において「物品」とは、別表 1 に定めるものとする。

(貸し出しの対象者)

第3条 本会が物品を貸し出すことができる者は、次の各号のいずれかに該当する個人・団体とする。

- (1) 南魚沼市内のボランティア及び地域福祉活動を行う個人・団体
- (2) その他会長が適当と認める個人・団体

2 前項（1）又は（2）に規定する個人・団体であっても、本会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、物品を貸し出さないものとする。

- (1) 貸し出された物品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人・団体
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人・団体
- (3) その他会長が貸し出しに不適当と認めた個人・団体

(貸し出しの期間)

第4条 物品を貸し出す期間は1ヶ月とする。ただし、物品を貸し出された者（以下「借用者」という。）が、当該物品を返却するにあたり期間の延長を申し出た場合、本会は最長1ヶ月の範囲内で延長を認めることができるものとする。

(申請)

第5条 物品の貸し出しを希望する者は「備品使用申込書(様式1)」により本会に申請し、本会の承認を得るものとする。

(借用者の負担等)

第6条 物品の借用料は無料とする。ただし、借用期間に係る物品の維持管理に要する費用は、借用者が負担するものとする。

2 借用者が、物品を紛失・破損・汚損した場合、当該借用者がその損害を賠償するものと

する。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないとした場合はその限りでない。

(免責事項)

第7条 貸し出された物品による怪我若しくは事故等並びに物品の盗難若しくは損害等について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 物品を大切に扱うこと。
- (2) 物品を借用目的以外には使用しないこと。
- (3) 物品の全部又は一部に紛失・破損・汚損があった場合は、直ちに本会に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 物品の使用による事故があった場合は、直ちに本会に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 物品を返却する際は、点検・確認の上、貸し出された時と同じ状態で返却することとし、本会の確認に立ち会うこと。
- (6) 借用期間に関わらず、物品を必要としなくなった時は、速やかに返却すること。

(その他)

第9条 車いすは介護保険制度の福祉用具貸与サービスを優先すること。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月7日から施行する。